

最近の裁決事例から読む

隠蔽又は仮装に 該当しなかった“特段の行動”Ⅱ

本特集では、本誌1100号に引き続き、隠蔽又は仮装に該当しなかった“特段の行動”に関する裁決事例を2件紹介する。架空名義の利用や資料の隠匿等だけが重加算税が賦課される決定的な要因となるわけではなく、納税者が当初から所得の過少申告を意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の賦課要件が満たされるものと解されている。ただ、この“特段の行動”に該当するかどうかの判断は難しく、裁決でも争点となるケースが多くなっている。

50万円との認識の可能性を否定できず

重加算税を課すためには、納税者のした無申告等の行為そのものが隠蔽、仮装に当たるというだけでは足りず、無申告等の行為そのものとは別に、隠蔽、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた無申告等がされたことを要するとされている。しかし、重加算税制度の趣旨に鑑みれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことで必要であると解するのは相当ではなく、納税者が当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の賦課要件が満たされるものと解されている。

最初に紹介する裁決事例は、被相続人名義の預貯金口座から出金した現金について、請求人は被相続人に帰属する財産であると認識していたにもかかわらず、現金の一部を隠蔽し、申告しなかったとして重加算税の賦課決定処分が行われた事案である（東裁（諸）令7第18号）。

本件では、母（被相続人）の相続開始後、相続人である長男（請求人）、長女、二女、三女の4名は遺産分割協議を行っており、その遺産分割協議書には、請求人が取得した現金について、「現金自宅 450,000円」と記載されていた。被相続人の生前において、被相続人名義の預貯金通帳及びキャッシュカードは、被相続人の自宅の金庫に保管されており、基本的には請求人がこれらすべてを管理していた。請求人は、相続開始前から40回にわたり1,890万円余りを現金で出金し、相続開始日前までに、出金による現金の一部から、被相続人の入院費用や自宅の修繕費用などのために300万円ほど支出。その後の相続税の調査では、1,455万円などが申告されなかったとして修正申告を行ったが、現金の一部について隠蔽又は仮装した事実があったとされたものである。

現金の存在を明かさずに遺産分割協議書

原処分庁は、請求人が、被相続人名義の預貯金口座から出金した現金が相続開始日にお